平成29年10月27日 自 然 環 境 課

担当者:鵜飼 内線:4268 外線:076-225-1477

石川県におけるイノシシ及びニホンジカの狩猟期間延長等について

石川県では、生息数が増加し、生息域も拡大しているイノシシとニホンジカについて、管理計画(※)に基づき、農林業被害の抑制のため、狩猟期間について下記のとおり延長しています。 ついては、イノシシ、ニホンジカは、11月1日から狩猟が開始されますので、周知のご協力をお願いいたします。

※第2期石川県イノシシ管理計画 (H29.10策定)、第1期石川県ニホンジカ管理計画 (H27.5 策定、H29.10一部変更)

記

1 狩猟期間の延長

対象鳥獣	狩猟期間	
・イノシシ・ニホンジカ	平成29年11月1日(水)~平成30年3月31日(土)	
_4.55%	① 通常の狩り 11/1~11/14 11/15~	
	①及び③:はこわな猟及びその止めさしのための銃猟に限る ②:銃猟及びわな猟	
その他の狩猟鳥獣 ※バン・クロガモは捕獲禁止	平成29年11月15日(水)~平成30年2月15日(木)	

2 狩猟禁止区域

鳥獣保護区及び休猟区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域における狩猟は禁止されています。ただし、狩猟鳥獣捕獲禁止区域及び特例休猟区に指定されている休猟区6箇所はイノシシ及びニホンジカに限り狩猟が可能です。

※ 鳥獣保護区 45 箇所 46.150ha

※ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域

5 箇所 8,757ha

※ 休猟区(うち特例休猟区)
6 箇所(6箇所)
10,486ha(10,486ha)

3 銃による狩猟禁止区域

特定猟具使用禁止区域(銃器)では、銃器による狩猟が禁止されています。

※ 特定猟具使用禁止区域(銃器) 66 箇所 23,442ha

4 その他

<狩猟事故防止について>

- ①狩猟者の皆様へ
 - ・狩猟しようとする場所に、登山者、農作業者、他の狩猟者等の人がいないか、 十分な確認を行って下さい。
 - ・法令及び狩猟者としてのマナーを守り、無事故・無違反で安全な狩猟をされる ようお願いします。

②地域住民や入山者の皆様へ

- わなには設置者の氏名等を記載した標識がついていますので、標識の付近に は近寄らないでください。
- ・迷彩服などは避け、目立つ色(オレンジ色や黄色など)の服装や帽子の着用、あるいは鈴やラジオなどの音の鳴るものを携帯するよう心掛けてください。